

# 日本放送協会 理事会議事録

(2019年11月11日開催分)

2019年11月29日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2019年11月11日(月) 午前8時30分～8時45分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、板野専務理事、  
児野専務理事・技師長、荒木専務理事、松原理事、黄木理事、  
中田理事、鈴木理事、松坂理事、正籬理事、坂本特別主幹  
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

## 1 審議事項

- (1) 第1340回経営委員会付議事項について
- (2) CDN事業者への出資について
- (3) 日本放送協会定款の一部変更について

## 2 報告事項

- (1) 会計検査院による平成30年度決算検査報告について
- (2) 放送番組審議会議事録(資料)

## 議事経過

### 1 審議事項

#### (1) 第1340回経営委員会付議事項について

##### (経営企画局)

明日開催される第1340回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として、「日本放送協会定款の一部変更について」と「CDN事業者への出資について」、報告事項として、「新放送センターの基本設計について」、「BS右旋の帯域再編プラン変更への対応について」、および「2019年秋季交渉について」です。また、その他事項として、「会計検査院による平成30年度決算検査報告について」と「インターネット活用業務実施基準について」です。

(会長)           ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

#### (2) CDN事業者への出資について

##### (関連事業局)

CDN事業者への出資について、審議をお願いします。

出資についての概要です。

まず、出資先は、JOCDN株式会社（以下、「本会社」）です。本会社の事業内容は、放送局のインターネット動画配信を支える、コンテンツデリバリーネットワークサービスの提供で、資本状況は、資本金と資本準備金を合わせて7億4,550万円です。

出資額は、9,940万円で、2019年度予算に計上済みのものです。出資の時期は、放送法第22条の規定に基づき、経営委員会の議決を得た上で総務大臣に認可を申請し、2019年度内の実施を予定しています。出資根拠は、NHKが株式会社に出資できる対象を定めた放送法施行令第2条のうち、第10号「協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業」が該当すると考えます。出資の方法は、本会社が発行する予定の株式を、1株の払込金額5万円にて、1,988株引き受けたいと考えています。

最後に、出資理由についてです。

NHKは、放送で培った民放との二元体制を強化し、インターネットによる放送番組等の配信においても民放との連携を深め、さらにNHKの放送番組等を効果的かつ安定的に視聴者に提供する配信基盤の強化に資するという観点もふまえながら、本会社への出資の検討を行ってきました。

NHKの出資を受けて本会社の経営基盤が強化され、配信に係る技術力や価格競争力が高まれば、放送番組等の配信に係るプラットフォームサービスの市場に一層適正な競争環境が生まれ、プラットフォームサービス事業全体の技術力の向上による安定的な配信や、配信に係る費用の低下につながることを期待されます。

また、NHKが実施するインターネット活用業務を通じて得た技術的知見や視聴者の利用動向などの情報、民放各社がT V e rをはじめとする動画配信の事業を通じて得た知見や情報を本会社の出資者間で共有することにより、NHKと民放が連携して放送番組等の配信に係る技術力やサービスのさらなる向上を図ることが可能になると考えられます。

NHKの本会社への出資は、放送と通信の融合時代における放送番組等のインターネット配信サービスの一層の高度化や放送業界全体の発展に資すると考えられることから、本会社の増資に当たって9,940万円の出資を引き受けることとするものです。

本件が了承されれば、明日開催の第1340回経営委員会に諮ります。

(会 長)           ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、明日開催の第1340回経営委員会に諮ります。

(3) 日本放送協会定款の一部変更について  
(経営企画局)

2019年5月29日に成立し、6月5日に公布された「放送法の一部を改正する法律」、および10月8日に公布された「放送法施行規則の一部を改正する省令」により、放送法および放送法施行規則のうち、NHKに係る規定が改正されたことに伴い「日本放送協会定款」(以下、「定款」)の一部を変更したいので、審議をお願いします。

放送法および放送法施行規則において「インターネット活用業務関係(常時同時配信、実施基準、実施計画等)」、「中期経営計画」、「役員

実義務」、「経営委員会の議決事項（監査委員会関係、子会社関係）」、「経営委員会による意見の求め」、「監査委員関係（経営委員会の招集、費用の請求、訴訟の代表権）」、「情報提供等」、および「区分経理」といったNHKに関する事項の規定が新設または改正されるのに合わせて、これらの内容を定款に反映させる所要の整備を行うとともに、一部字句修正等をあわせて行うものです。

変更の主な内容についてです。

定款の第4条第2項第2号を、常時同時配信を可能とする規定に変更するとともに、第6項から第11項にかけて常時同時配信の実施に係る規定を新設します。第6条には中期経営計画についての規定を新設し、第10条には役員の実務執行義務に対応する規定を新設します。経営委員会の運営について規定する第21条には、監査委員の経営委員会招集権が新たに定められたことを第4項に反映させます。また、第5項、第6項については経営委員長による経営委員会招集に関する規定にならった定款独自の規定ですが、第6項については監査委員による招集が役員の実務執行等に関する臨時の招集であることを考慮した規定としています。第61条、旧第58条の情報公開に関しては、新たに「情報提供」の義務が放送法や施行規則に定められ、方法や範囲、そしてその対象が子会社や関連会社、関連公益法人等にも及ぶことが規定されたことを、第2項を新設する形で反映させました。また、情報公開全体に関する施策の充実に努める義務については、第3項に反映しています。

変更の期日については、改正放送法の施行日としています。

本件が了承されれば、明日開催の第1340回経営委員会に諮り、議決が得られれば、総務大臣に認可を申請します。

（会長）           ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、明日開催の第1340回経営委員会に諮ります。

## 2 報告事項

（1）会計検査院による平成30年度決算検査報告について

（経理局）

会計検査院による平成30年度決算検査が終了し、会計検査院から「検査報告」が内閣総理大臣に提出されました。NHKに関しては、指摘事

項はありませんでした。

30年度業務についての検査状況は、財務諸表および関連書類の書面検査にあたって、1,842件、4万3,483枚の証拠書類を、計算証明規則に基づき提出しました。また、平成30年11月から令和元年7月の期間に、本部（2回）および18局所が実地検査を受けました。実地検査を実施した人員は延べ298人日になります。

この内容は、明日開催の第1340回経営委員会に報告します。

## （2）放送番組審議会議事録（資料）

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、全国の地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の2019年9月開催分の議事録についての報告。

注：放送番組審議会の内容は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2019年11月26日

会 長 上 田 良 一